平成２４年（フ）第８１号
熊本県水俣市港町１丁目２番６号
債務者　水政　晃二
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２３２０号
横浜市磯子区洋光台６丁目７番11号　ライフピア塩沢103号
債務者　河野　秀伸
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３２１号
横浜市磯子区洋光台６丁目７番11号　ライフピア塩沢103号
債務者　河野　玲子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３４４号
横浜市磯子区杉田６丁目１番14号　リバーフィールド杉田NW102号
債務者　狭間　隆雄
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５４４号
横浜市青葉区梅が丘23番地10　パークハイム藤が丘南108
債務者　吾妻　和俊
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９６号
東京都あきる野市草花3005番地
債務者　佐野　照美（旧姓遊馬）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１５７１５号
埼玉県越谷市宮本町４丁目81番地１
破産者　株式会社ＳｅｅｄＨｏｍｅ
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２号
千葉県八街市八街に456番地16
破産者　有限会社コウジマエンジニアリング
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１７３号
千葉県山武市沖渡153番地、開始決定時の住所千葉県八街市八街に456番地16
破産者　幸島　　宏
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５２８７号
東京都渋谷区恵比寿南１丁目１番10号
破産者　ミコット・エンド・バサラ株式会社
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６６４号
東京都江東区東雲２丁目７―41―702
破産者　品田　　豊
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３７０号
東京都江戸川区東葛西７丁目18―11―Ｉ２
破産者　岡田　文彌
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５０号
名古屋市南区道徳新町６丁目58番地
破産者　株式会社ポニー
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３号
北海道北見市美芳町２丁目６番７号
破産者　有限会社カワダ
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1221番地
破産者　赤城機械工業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１４号
横浜市港北区新吉田町4008番地１
破産者　株式会社朝日プラスチツク
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２号
長崎県諫早市長野町1424番地
破産者　株式会社松島建設
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
山口県周南市大字久米字沖角田3037番地の12
破産者　株式会社シーエーピー
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部